各福祉事務所 生活保護担当課長 様

長崎県福祉保健部福祉保健課 保護班課長補佐

生活保護の医療扶助における医療要否意見書発行に伴う郵送料等の 負担について (国昭会)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このことについては、各福祉事務所に対し会議等を開催する方法などによりご意見 等をいただいたところですが、県においては、各福祉事務所のご意見等を踏まえ、県として の回答案を下記のとおり整理したところです。

長崎県保険医協会からの要望以降、医療機関や医師会等からの要望等を受けた福祉事務所 もあるようです。また、医療要否意見書の発行に係る郵送料等の負担については、行政側の 負担である旨の厚生労働省見解が3月3日開催の生活保護関係全国係長会議で示されまし た。加えて、当該費用については、交付税の算定基礎に含まれていることを3月15日県 本庁において厚生労働省保護課に確認しております。

このように長崎県保険医協会からの要望受理以降、生活保護の取扱いが明らかになった占 もあることから、当初における各福祉事務所のお考えにも一定の変化があるものと推察いた します。

つきましては、各福祉事務所のご回答案について具体的に確認したいので、別紙により3 月21日(火)までにご回答くださいますようお願いします。

年度末ご多忙の折とは存じますが、ご協力の程よろしくお願いします。

57

医療要否意見書の発行に伴う郵送料の負担については、県下統一した取り扱いが望ましいと考えら れますが、現在のところ統一された状況にありませんので、引き続き県内各市町と調整を図ってまい ります。

> 6医療機関 u返信時

ておらず、

(※まだ上記案は確定ではございません。)

と違事にいは 担用続とはき す。 お詫び となって 協会ではこの 、であっ な 4 り、 65

[お詫びと訂正 定した長崎市の郵送料 医療要否意見書送付

(1面関連記事)

限

を同

する

6

/号本紙

で長崎

6 1

扱

まし いに た が医 てみ たが、 なった旨を報 を含む **医療要否意見書みると、この取** 実際に運)書類送付 用 道取の市

はりに 患者が医療扶助を受ける療要否意見書も医療券も、 ために必要なものである とりに区別があること もかかわらず、 できません。 その

> 改 É

封筒は同封されがりました。医

照)。厚労省もやっと重を示す予定です (1面) 協力をよろしくお願い改善を求めて下さい。 腰を上げるまでに前進 等に対する見解及び対応 自治体に向かって郵送料今秋には、厚労省が全 よう強く求めて 善に向けて最も効果的で ました。行政との交渉 大事ですが現場の声 現場からも自治体に いきま が

65

ることを求めてきました。 長崎 送料等を行政負担とす とする福祉事務所等に 県や長崎 市を

> く事務処理が進められ 療機関が負担すること 全ての書類について が負担すること れ

されたりしています。医払いの返信用封筒が同封されたり、受取人が同封されたり、受取人度から切手未貼付の封筒 も声が挙がるなどした結医師会・歯科医師会から

時に限

9 たこと

であることが分